

10月27日から 秋田駒ヶ岳に気象庁の 噴火警戒レベルが導入されました



気象庁では、10月27日から秋田駒ヶ岳の「噴火警戒レベル」を導入しました。

これは、火山噴火に備えてすばやく情報提供することにより、火山周辺住民や観光客などが災害発生の前に適切な防災行動をとれるよう、火山活動の状況をレベル1から5までの5段階に区分し、それぞれ「平常」、「火口周辺規制」、「入山規制」、「避難準備」、「避難」の鍵となる言葉を使って警戒を呼びかけます。

平成19年12月から導入が開始され、現在では岩手山、磐梯山、富士山、桜島など全国25の活火山についてインターネットなどで情報提供されています。秋田駒ヶ岳の現在のレベルは「1平常」となっています。

仙北市では今回の導入を受け、今年度中をめどに防災上の具体的対応を定めた「地域防災計画」にこの噴火警戒レベルの内容を盛り込み火山災害に備えることにしています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/keikailevel.html>

■問合せ先:秋田地方気象台防災業務課 TEL018(864)3955

仙北市環境防災課 TEL(43)3308

秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及び それより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。 ●噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。 【過去事例】有史以降の事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。 全山入山規制。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が予想される場合。 ●噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ●噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。 【過去事例】有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	噴火による影響が火口から約2km以内。 ●噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生(確認)した場合。 ●噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合。または、噴火の発生が予想された場合。 【過去事例】1970年女岳からの噴火
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	噴火による影響が火口から500m以内。 ●地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合。 【過去事例】1932年南部カルデラ内(石ボラ)での水蒸気爆発
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。 ●女岳北側で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。

「噴火による影響」とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響です。